

平成24年 No.42

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

教職大学院担当の教授，准教授（実務家教員）の任期の定めを解除することに伴い，
所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年12月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年12月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第27号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：教職大学院担当の教授，准教授（実務家教員）の任期の定めを解除することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					(趣旨) 第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき，東京学芸大学における教員の任期に関する規程を定める。 （任期を定めて雇用する教員の職等） 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は，別表に定めるとおりとする。 （雇用される者の同意） 第3条 任期を定めて雇用する場合には，文書（別紙様式）により，雇用される者の同意を得なければならない。 （周知） 第4条 この規程を定め，又は改正したときは，東京学芸大学学報等により，広く周知を図るものとする。 （規程の改廃） 第5条 この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。				
別表					別表				
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根 拠	教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根 拠
国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
教員養成教育の評価等に関する調査研究	教授，准教授，講師	4年	再任不可	法第4条第1項第3号	教職大学院担当	教授，准教授（ <u>実務家教員</u> ）	3年	再任可	法第4条第1項第1号
教員養成質保証等に関する国際共同研究	准教授，講師	4年	再任不可	法第4条第1項第3号	教員養成教育の評価等に関する調査研究	教授，准教授，講師	4年	再任不可	法第4条第1項第3号

国際算数数学授業改善プロジェクト	教授，准教授，講師，助教	3年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号		教員養成質保証等に関する国際共同研究	准教授，講師	4年	再任不可	法第4条第1項第3号
						国際算数数学授業改善プロジェクト	教授，准教授，講師，助教	3年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
附 則 1 この規程は，平成25年4月1日から施行する。 2 この規程改正の前日において、教職大学院担当として任期を付されている教員は、その任期にかかわらず、<u>国立大学法人東京学芸大学職員就業規則第24条第1号を適用し、引き続き勤務することができるものとする。</u>										

(参考)

国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（抜粋）

（定年による退職）

第24条 職員の定年は，次の各号に定める年齢とし，当該定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

(1) 第3条第1項第1号の教員 65 歳

(2) 第3条第1項第2号の教員及び同条第1項第3号の職員 60 歳